

2013年（行ウ）第13号

2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求事件

原告 紀州鉦山の真実を明らかにする会

被告 熊野市

同代表者兼処分行政庁 熊野市長 河上敢二

## 証 拠 申 出 書

2013年6月20日

津地方裁判所民事部 御中

原告 紀州鉦山の真実を明らかにする会

### 第1 証人尋問の申出

#### 1 証人の表示

- 1) 大韓民国慶尚北道議会議員 金昌淑（キム チャンスク） 主尋問 100分  
通訳時間を含む
- 2) 住所  
日本近現代史研究者 竹内康人 主尋問 60分

#### 2 立証の趣旨

- 1) 金昌淑（キム チャンスク）
  - (1) 大韓民国慶尚北道道民が、紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の敷地にたいする熊野市の課税を人道と正義に反する行為だと判断している事実。
  - (2) 2012年3月22日に大韓民国慶尚北道議会が「紀州鉦山強制動員犠牲者の真相糾明要求決議文」を採択し、公務として訪問団が組織された事実。
  - (3) 熊野市長が紀州鉦山の真実を明らかにする会にたいして、「2012年度固定資産税納税通知書（2012年5月7日付）」を出す以前、2012年4月3日に大韓民国慶尚北道議会議員訪問団団長として熊野市を訪問したさいに熊野市議会議長と面談した事実。
  - (4) 2012年4月3日付け大韓民国慶尚北道議会の李相孝議長の熊野市議会議長にたいする親書において、議員訪問団の訪問目的が、「熊野市の紀州鉦山で亡くなられた韓国人にたいする真実糾明と追悼碑敷地の課税撤回を要求するため」あることが明記されていたという事実。
  - (5) 2012年7月8日に、大韓民国慶尚北道議会の正式の議員訪問団団長として、紀州鉦山の真実を明らかにする会主催「朝鮮人追悼碑の土地の課税に抗議す

るつどい」に参加した事実。

- (6) 慶尚北道から紀州鉾山に強制連行され、紀州鉾山で亡くなった同胞のうち、名前が明らかになっているのは、千炳台氏(安東郡出身)と李白洛氏(軍威郡出身)のおふたりだけであるという事実。日本の文書では千炳台氏は「逃亡」とされているが、じっさいは紀州鉾山で死亡していたという事実。
- (7) 韓国において、紀州鉾山に強制連行され亡くなった朝鮮人を追悼する碑の敷地にたいする日本の行政機関による課税が不当であると指摘されている事実。

## 2) 竹内康人

- (1) 熊野市の、朝鮮人強制連行（戦時の朝鮮人労務動員）の認識が誤りである事実。
- (2) 熊野市の、紀州鉾山への朝鮮人強制連行数の認識が誤りである事実。
- (3) 熊野市が「徴用されてきたものが245人しかいない」とする誤りの事実（外務省調査資料の原資料の分析による）。
- (4) 熊野市には、紀州鉾山への朝鮮人強制連行を史実として市民に示す歴史的責任があるという事実。
- (5) 熊野市が、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑に課税することは、強制連行の歴史を究明することなく、過去の植民地支配を正当化することであるという事実
- (6) 熊野市が、紀州鉾山朝鮮人追悼碑のある土地に固定資産税を課することが不当であるという事実。

## 3 尋問事項

別紙1、別紙2の尋問事項記載のとおり

## 別紙 1

### 尋問事項

証人 金昌淑 (キム チャンスク)

- (1) 韓国が日本に植民地とされていた時期に慶尚北道から紀州鉾山に強制連行された道民とその遺家族の過去と現在の状況を、大韓民国慶尚北道の道民から選出された道議会議員として道民を代表して日本の法廷で証言する歴史的意味。
- (2) 大韓民国慶尚北道議会議員訪問団 (일제강점기, 일본국 기슈광산에 강제동원된 한국인 피해자에 대한 진실규명 및 항의를 위한 공무국외여행 (日帝強制占領期、日本国紀州鉾山に強制動員された韓国人被害者にたいする真実明および抗議のための公務国外旅行) の団長として 2012 年 4 月 2 日～4 月 4 日に旧紀州鉾山地域を「現地調査」するとともに、大韓民国慶尚北道議会議長の親書を持参して熊野市と三重県を訪問するに至った歴史的・社会的経過。
- (3) 熊野市長が紀州鉾山の真実を明らかにする会に「2012 年度固定資産税納税通知書 (2012 年 5 月 7 日付)」を出す以前、2012 年 4 月 3 日に大韓民国慶尚北道議会議員訪問団団長として熊野市を訪問したさいの熊野市の応答内容。
- (4) 2012 年 7 月 8 日に、大韓民国慶尚北道議会の正式の議員訪問団団長として、紀州鉾山の真実を明らかにする会主催「朝鮮人追悼碑の土地の課税に抗議するつどい」に参加するに至った経過と参加目的。
- (5) 紀州鉾山への朝鮮人強制連行、紀州鉾山での朝鮮人強制労働にかんしては、日本政府・三重県・熊野市など行政機関でなければ明らかにできないことがある。  
熊野市が、紀州鉾山に強制連行された朝鮮人にかんする諸事実の調査を約束しながら、実際にはなにもおこなっていないことについてどう考えているか。
- (6) 韓国において、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の敷地にたいする日本の行政機関による不当課税が、どのように社会的に問題視されているか。

以上

## 別紙2

### 尋問事項

証人 竹内康人

- (1) これまで朝鮮人強制連行・強制労働の歴史などの近現代史研究をおこなってきた証人は、朝鮮人強制連行をどのように認識し、紀州鉾山での朝鮮人強制連行の状況について認識しているか。
- (2) 熊野市の朝鮮人強制連行の認識、紀州鉾山への強制連行の認識のどこに誤りがあるのか。
- (3) 日本国は、朝鮮人を強制連行するために、どのような行政的・法的措置を講じたのか。また、三重県への朝鮮人強制連行はどのようにおこなわれたのか。
- (4) 石原産業は、紀州鉾山に朝鮮人をどのように強制連行したのか。
- (5) 熊野市には、紀州鉾山への朝鮮人強制連行に関してどのような歴史的責任があるのか。なぜ強制連行を史実として市民に伝える必要があるのか。他の自治体では、行政が連行朝鮮人追悼の活動を支援している事実があるのか。
- (6) 『朝日新聞』1959年7月13日付記事の問題点は何か。記事のもとになった外務省調査資料の原資料の分析をおこない判明したことは何か。「徴用されてきたものが245人しかいない」という表現にはどのような作為があるのか。
- (7) 熊野市が依拠している証拠のどこに問題があるのか。過去の植民地支配を正当化することがなぜ問題であるのか。
- (8) 熊野市は朝鮮人強制連行に関してどのような歴史認識をもつべきか。なぜ紀州鉾山で亡くなった朝鮮人追悼碑のある土地が公共の利益となるのか。

以上